（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）

第一条の二　公職選挙法施行令第十条の二の規定は、法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設ける場合について準用する。

第十二条中「第一条」を「第一条の三」に改める。

第五十八条第一項中「によって」を「により」に、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区（法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）」に、「これ」を「その旨」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区（法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第五十九条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第六十三条の見出し中「かぎ」を「鍵」に改め、同条中「によって」を「により」に改め、「いう」の下に「。次条第一項から第四項までにおいて同じ」を加え、「においては」を「には」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三章第二節中第六十三条の次に次の一条を加える。

（市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者）

第六十三条の二　市町村の区域（指定都市においては、区の区域）が分割開票区（法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）により数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が指定した開票区の開票管理者とする。

2　指定都市以外の市町村の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一　分割開票区及び数市町村合同開票区

二　数市町村合同開票区

3　指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一　分割開票区及び数市町村合同開票区

二　分割開票区、数市町村合同開票区及び数区合同開票区

三　数市町村合同開票区

四　数市町村合同開票区及び数区合同開票区

4　指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一　分割開票区及び数区合同開票区

二　数区合同開票区

5　市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、第一項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

6　指定都市以外の市町村の選挙管理委員会（第二項の規定による協議に係る期日前投票所を設けたものに限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

7　指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る期日前投票所を設けた区の選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8　都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会）を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9　指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百八条の見出しを「（数市町村合同開票区の開票管理者等）」に改め、同条中「法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定によって数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合においては、」を「数市町村合同開票区の」に、「関係町村」を「関係市町村」に、「調わない場合には」を「調わない場合には」に改め、同条に次の一項を加える。

2　数区合同開票区の開票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が選任しなければならない。

第百九条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「第一項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区」に、「関係市町村」を「関係市町村」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第四項中「都道府県」を「第二項の規定にかかわらず、都道府県」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に、「においては」を「には」に、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「書記」の下に「（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記）」を加え、同条に次の二項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区においては、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会は、国民投票の投票権を有する者の中から、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておかなければならない。